

かんたん告知☑

はなさく定期

引受緩和型定期保険（無解約払戻金型）

契約概要・ 注意喚起情報

契約概要

注意喚起情報

当冊子は、ご契約に際しての重要事項が記載されています。
お申込みの前に必ずお読みください。

契約概要

ご契約の内容等に関して特にご確認いただきたいことを記載しています。

注意喚起情報

特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

「ご契約のしおり・約款」をご覧になる場合は、はなさく生命ホームページから確認できます。
確認方法の詳細は裏表紙をご確認ください。

契約概要

ご契約内容等に関する確認事項

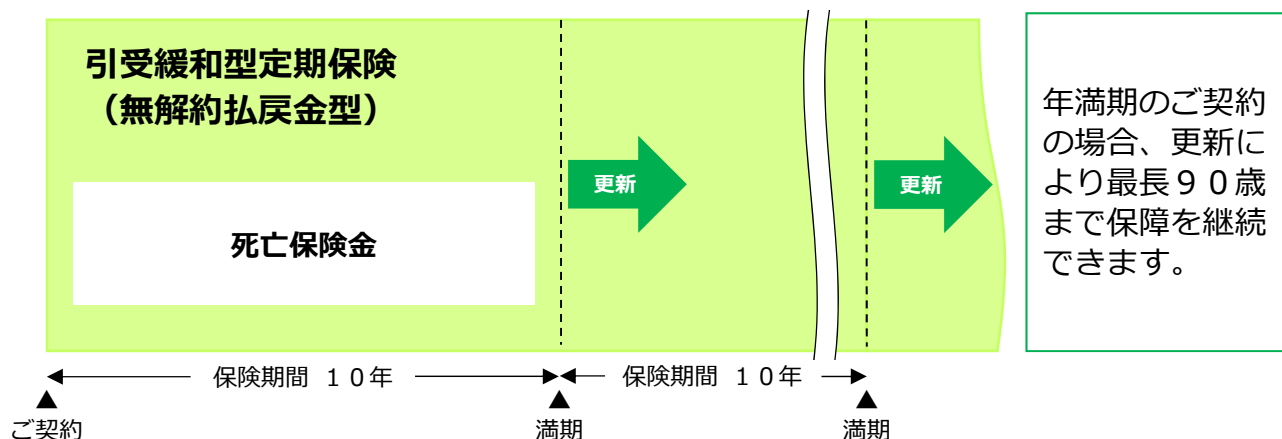
この「契約概要」には、ご契約の内容等に関して**特にご確認いただきたいこと**を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「契約概要」に記載の保険金の支払事由や保険金等をお支払いできない場合等は、概要や代表事例を示しています。
- 保険金の支払事由や保険金等をお支払いできない場合等の詳細、および主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

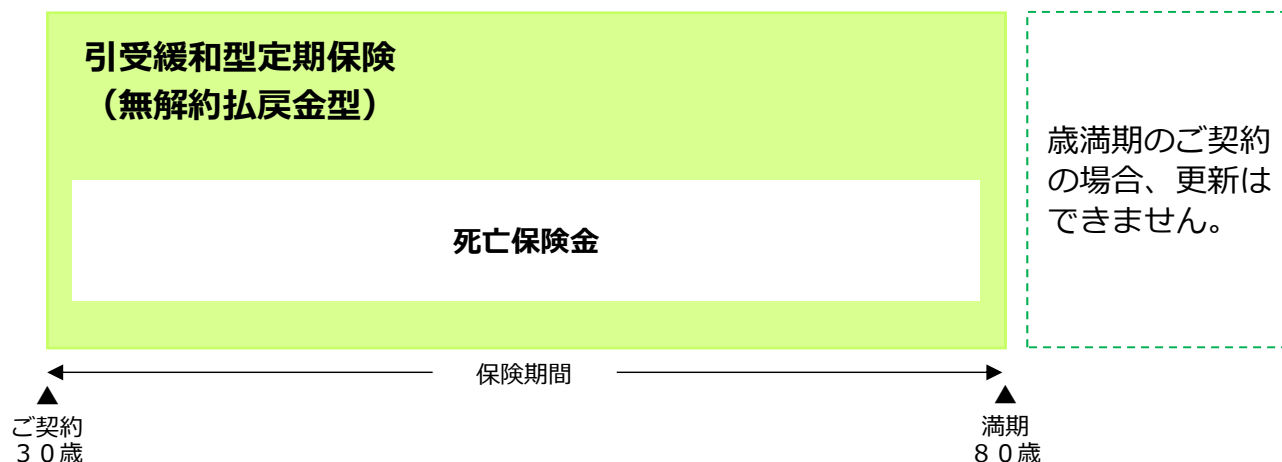
1 商品のしくみ

- この商品は、引受基準を緩和することで健康に不安のある方でも加入しやすいように設計された、死亡を一定期間保障する商品です。

■ 契約例：保険期間が年満期の場合（10年満期）



■ 契約例：保険期間が歳満期の場合（80歳満期）



※保険期間が歳満期のご契約の場合、最長90歳満期まで設定することができます。

※お申込みいただく保険契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込経路、保険料払込回数、保険料等については申込書（情報端末上の申込画面を含みます。）の該当箇所を必ずご確認ください。



- この商品は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康に不安のある方でも加入しやすいように設計されています。このため、保険料は当社の他の定期保険と比べて割増しされています。
- 健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増しされていない当社の他の定期保険にご加入いただける場合があります。（ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。）
- ご契約の内容等によっては、累計払込保険料が保険金額を上回る場合があります。

2 保障内容

- この商品で支払われる保険金や保険料の払込みの免除は次のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**なお、特約については、ご契約に付加されている場合の取扱いとなります。

	保険金名称	支払事由の概要	支払額
引受緩和型主定期保険 (無解約払戻金型) 【主契約】	死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
リビング・ニース特約	リビング・ニース保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	指定保険金額 ^(※1) から、リビング・ニース保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額

(※1) 指定保険金額とは、死亡保険金額のうちリビング・ニース保険金の受取人がリビング・ニース保険金の請求の際に指定した金額のことをいいます。

	保険料の払込みの免除事由の概要	
引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約 ^(※2)	上皮内がん保障あり型	上皮内がん保障なし型
	がん ^(※3) ・心疾患・脳血管疾患で所定の事由に該当されたとき、以後の保険料の払込みを免除	悪性新生物・心疾患・脳血管疾患で所定の事由に該当されたとき、以後の保険料の払込みを免除 悪性新生物には、以下を含みません。 ・上皮内がん ・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん

(※2) 代理店通信販売（郵送申込）では取扱いがありません。

(※3) 上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

- 引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約の付加にかかわらず、不慮の事故による所定の高度障害状態または身体障害状態になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

保障内容に関してご留意いただきたい点

- 保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。
ただし、引受緩和型 3 大疾病保険料払込免除特約について、責任開始時前に生じた病気を原因として入院等をした場合でも、責任開始時以後にその病気の症状が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係にある病気が生じたことにより、入院等の必要があると医師によって診断されたときは、責任開始時以後の原因によるものとみなし、保険料の払込みの免除の対象となります（がん（または悪性新生物）による場合は対象となりません）。
- 上記の他、特約について特にご留意いただきたい点は次のとおりです。

リビング・ニース特約について

- リビング・ニース保険金の指定保険金額の限度は、死亡保険金額の範囲内、かつ、同一の被保険者につき他のご契約と通算して 3,000 万円以内の金額です。
- リビング・ニース保険金の請求日が、保険期間満了前 1 年以内のご契約については、リビング・ニース保険金をお支払いできません。（ただし、更新できる場合は除きます。）
- リビング・ニース保険金は 1 回限りのお支払いとなります。リビング・ニース保険金をお支払いした場合、リビング・ニース特約は消滅します。
- リビング・ニース保険金をお支払いした場合、ご契約はリビング・ニース保険金の請求日に消滅または減額されたものとします。

引受緩和型 3 大疾病保険料払込免除特約について

* 代理店通信販売（郵送申込）では取扱いがありません。

- 保障範囲の型に応じて、次のいずれかの保険料の払込みの免除事由に該当したときに以後の保険料の払込みを免除します。

保障範囲の型	疾病の種類	保険料の払込みの免除事由の概要
上皮内がん保障あり型	がん（*）	責任開始時以後に初めて所定のがん（*）と診断確定されたとき （責任開始日の 5 年前の応当日の翌日から責任開始時までには所定のがん（*）と診断確定されていないことを要します）
	心疾患	① 所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1 日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ② 所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続 20 日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	脳血管疾患	① 所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1 日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ② 所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続 20 日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき

（*）上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

保障範囲の型	疾病の種類	保険料の払込みの免除事由の概要
上皮内がん保障なし型	悪性新生物	責任開始時以後に初めて所定の悪性新生物と診断確定されたとき (責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時まで所定の悪性新生物と診断確定されていないことを要します) 悪性新生物には、以下を含みません。 ・上皮内がん ・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん
	心疾患	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	脳血管疾患	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき

- がん^(*) (または悪性新生物) による保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後に所定のがん^(*) (または悪性新生物) と診断確定された場合に以後の保険料の払込みを免除します。
- 引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約は、保険期間が歳満期のご契約にのみ付加することができます。保険期間が年満期のご契約には付加することができません。
- (*) 上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

3 更新

- 保険期間が年満期の場合、保険期間満了日の1カ月前までに保障を継続しない旨の申出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動的に更新します。
- 更新後の保険期間は、更新前と同じです。ただし、同じ保険期間で更新すると更新後の保険期間満了日における被保険者の年齢が90歳を超える場合は、90歳満期に保険期間を短縮して更新します。
- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢、保険料率により計算します。同一の保障内容で更新する場合でも、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。
- 保険期間が歳満期の場合、更新はできません。

4 保険期間・保険料等

- 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は、それぞれ次のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
・年満期 ・歳満期	・保険期間と同一	・月払（年12回払込み） ・年払（年1回払込み）	・口座振替扱 ・クレジットカード扱

5 解約払戻金

- この商品に、解約払戻金はありません。

解約払戻金がない引受緩和型定期保険（無解約払戻金型）と解約払戻金がある引受緩和型定期保険を比較すると次のとおりとなり、無解約払戻金型は解約払戻金がない分、保険料を低く設定しています。

- 契約例：男性、30歳、保険期間・保険料払込期間：90歳満期、保険金額：500万円
保険料払込回数：月払

＜契約例の累計払込保険料と解約払戻金の推移＞

※2022年4月現在

経過 年数	年齢	引受緩和型定期保険 （無解約払戻金型）		【参考】解約払戻金がある 引受緩和型定期保険 ^(*)	
		月払保険料：4,785 円		月払保険料：8,775 円	
		累計払込保険料	解約払戻金	累計払込保険料	解約払戻金
10年	40歳	574,200 円	0 円	1,053,000 円	732,925 円
20年	50歳	1,148,400 円	0 円	2,106,000 円	1,480,010 円
30年	60歳	1,722,600 円	0 円	3,159,000 円	2,194,635 円
40年	70歳	2,296,800 円	0 円	4,212,000 円	2,801,420 円
50年	80歳	2,871,000 円	0 円	5,265,000 円	3,008,195 円
60年	90歳	3,445,200 円	0 円	6,318,000 円	0 円

(*) 当社では、解約払戻金がある引受緩和型定期保険の取扱いはありません。

記載の数値は、解約払戻金がある引受緩和型定期保険を当社が取扱う場合に予定する参考数値です。

6 契約者配当金

- この商品に、契約者配当金はありません。

7

その他の注意事項

- 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- ご契約後に、保険金額の増額、特約の途中付加およびご契約時に選択した型の変更をすることはできません。
- 募集代理店や申込方法（郵送による申込み等）によっては取扱いできる特約、契約年齢、保険金額等が異なる場合があります。

8

引受保険会社

- 引受保険会社は、はなさく生命保険株式会社（日本生命グループ）です。
- 当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0120-8739-17（通話料無料）

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00

（祝日、12/31～1/3を除く）

はなさく生命ホームページ： <https://www.life8739.co.jp/>

！ 注意喚起情報

ご契約に関する注意事項

この「注意喚起情報」には、**特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。**

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- 現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となることがありますので、十分ご注意ください。
- 保険金の支払事由や保険金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

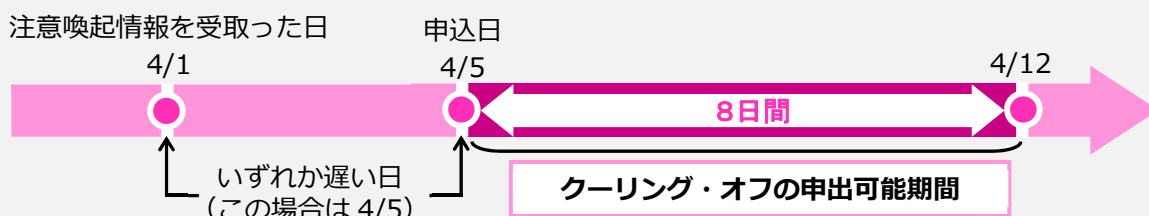
クーリング・オフ制度

1

保険契約の申込日^(*)または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

(*) 郵送による通信販売の場合、申込日とは当社（募集代理店を含みます。）が申込書を受領した日をいいます。

クーリング・オフ<例>



- クーリング・オフを行った場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。
- 次のいずれかの方法で、クーリング・オフの申出可能期間内にお申出ください。

● 書面による場合

書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。期間内（8日以内の消印有効）に、はなさく生命保険株式会社あてに送付してください。

【記載事項】

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| ① 申込みの撤回等をする旨 | ④ 申込者または契約者の住所・電話番号 |
| ② 申込みの撤回等をする理由（任意） | ⑤ 申込者または契約者の氏名（自署） |
| ③ 証券番号（生命保険契約申込書（お客様控）の右上に記載） | |

【書面の送付先】

〒100-8691 日本郵便（株）銀座郵便局 私書箱52号
はなさく生命保険株式会社 クーリング・オフ受付担当 行

● 電磁的記録による場合

当社では主たる窓口として、はなさく生命ホームページをご案内しています。期間内（8日以内）に、はなさく生命ホームページに記載の手順に沿って必要事項をご入力の上、お申出ください。

2

この保険に加入する場合の留意事項

当社の他の定期保険に比べて保険料が割増しされています。

- この商品は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康に不安のある方でも加入しやすいように設計されています。このため、**保険料は当社の他の定期保険と比べて割増しされています。**
- 健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、**保険料が割増しされていない当社の他の定期保険にご加入いただける場合があります。**(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)

3

健康状態等の告知義務

健康状態等についてありのままを告知してください。

告知義務について

- **契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。**
- **告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、告知書^(※1)で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
(※1) 情報端末上の告知画面を含みます。
- **生命保険募集人^(※2)には告知を受ける権限がありません。**
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。
(※2) 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。
- **健康状態等の告知の内容によっては、お引受けをお断りする場合があります。**

正しく告知いただけない場合の取扱い

- **契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。**
なお、責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由等が責任開始日から2年以内に発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
- **保険契約または特約を解除した場合、保険金の支払事由等に該当していても、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができません。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。**
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。この場合、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

4

責任開始（保障の開始）

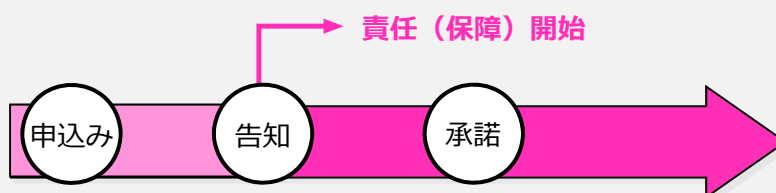
当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込み^(※1)と告知がともに完了した時から、契約上の責任（保障）を開始します。

(※1) 郵送による通信販売の場合、申込みの完了とは当社（募集代理店を含みます。）が申込書を受領することをいいます。

- 保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾した場合に成立します。

責任開始（保障の開始）＜例＞

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。



※申込みが告知より遅い場合には、申込みが完了した時から責任（保障）を開始します。

- 生命保険募集人^(※2)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。

(※2) 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。

5

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

- 解約・減額した保険契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利等を失う場合があります。
- 一般の保険契約の申込みと同様、健康状態等を告知する義務があります。
そのため、健康状態等の告知の内容によっては、お引受けをお断りする場合があります。
また、新しい保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
詳しくは **3** 健康状態等の告知義務 をご確認ください。
- 新しい保険契約については、責任開始日から3年以内の自殺の場合や、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合等には、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

6

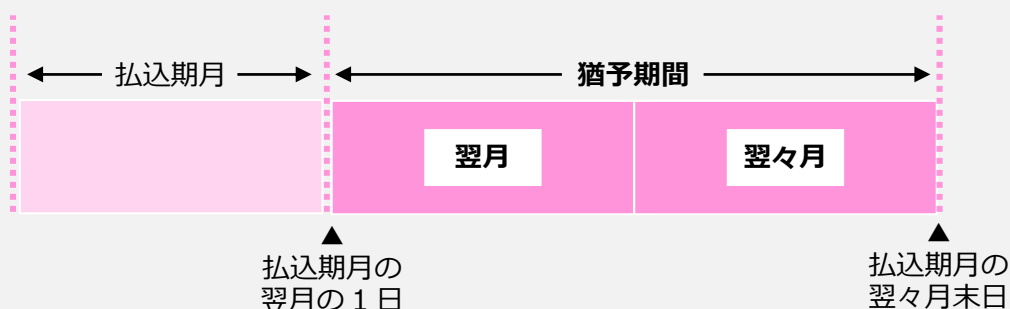
保険料の払込みがない場合等の取扱い

保険料は払込期月内にお払込みください。猶予期間内に払込みがない場合は、保険契約は消滅します。(消滅した保険契約を元に戻すことはできません。)

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、**猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。**

猶予期間のイメージ

保険料の払込みの猶予期間は、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの期間です。



- この保険には、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについてSMS（ショートメッセージサービス）^(*) や郵送等によりお知らせする場合があります。そのため、当社にご登録いただいた通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。

(*) 携帯電話番号を宛先として短い文字メッセージを送受信できるサービスのことをいいます。

7

保険金等の請求

保険金の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社にご連絡ください。

上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 保険金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の請求に関する当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。なお、指定代理請求人は請求時において所定の範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

8

保険金等をお支払いできない場合

保険金等をお支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

■ 免責事由に該当した場合

- 責任開始日から3年以内の自殺
- 契約者・死亡保険金受取人の故意により死亡したとき 等

■ 告知義務違反により、保険契約または特約が解除された場合

- 詐欺や保険金の不法取得目的をもって保険契約の締結が行われ、保険契約または特約が取消・無効とされた場合

- 保険金等を詐取する目的で事故を招いたときや、**契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等**、重大事由により、保険契約または特約が解除された場合

■ 保険料の払込みがなく、保険契約が消滅した場合

- 引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約について、責任開始日から90日以内にがん（または悪性新生物）と診断確定された場合

9

解約と解約払戻金

この保険には、解約払戻金はありません。

10

確認担当者による申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等の確認

当社の確認担当者（当社が委託した確認担当者を含みます。）が、申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等を確認することがあります。

11

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により保険金額等が削減されることがあります。

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

**当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、
はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。**

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0 1 2 0 - 8 7 3 9 - 1 7（通話料無料）

受付時間 月～土曜日 9：00～18：00
（祝日、12／31～1／3を除く）

はなさく生命ホームページ：<https://www.life8739.co.jp/>

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・
来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に
「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページ：<https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、
原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合につい
ては、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益
の保護を図っています。

[illegible]

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting or drawing. There are no margins, text, or other markings on the paper.

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

はなさく生命は、お客様の利便性向上のため、インターネット上で閲覧するWeb版「ご契約のしおり・約款」を推奨しています。

Web版「ご契約のしおり・約款」の特長

保管不要

冊子のように保管する必要がなく、紛失の心配もありません。

どこでも閲覧

インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。

簡単に検索

読みやすいサイズに文字を拡大したり、読みたい箇所を検索したりできます。

Web版「ご契約のしおり・約款」の閲覧方法

STEP 1

次のいずれかの方法で
当社ホームページに
アクセス

スマートフォン等で
QRコードを
読み取ってください。



URL <https://www.life8739.co.jp/customer/shiori>

「はなさく生命 約款」で検索してください。

はなさく生命 約款

検索

STEP 2

該当する
「ご契約のしおり・約款」
をクリック

ご契約の「商品名」と
保険証券に記載の
「ご契約のしおり・約款番号」を
ご確認のうえ、ご覧ください。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

※お申込みの際に冊子版の「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、募集代理店またははなさく生命お客様コンタクトセンターにお申出ください。

※ご契約後に冊子版の「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、はなさく生命お客様コンタクトセンターまでお申出ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

[募集代理店]

[引受保険会社]

はなさく生命保険株式会社

<お客様コンタクトセンター>

はなさく いーな
 **0120-8739-17** (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

<ホームページ>

<https://www.life8739.co.jp/>

※はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種手続きができます。